

## 国分寺市教育委員会議事録・第2—1号

会議の種類 第1回国分寺市教育委員臨時会  
会議の日時 令和4年2月10日(木) 午前9時30分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	富 山 謙 一
委 員	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志

#### (説明員)

教育部長	一ノ瀬 理
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	日 高 久 善
学校指導課長	富 永 大 優
学校教育担当課長	大 島 伸 二
指導主事	野 村 宏 行
指導主事	渡 辺 大 輔
社会教育課長	柳 功 一

#### (事務局)

書 記	富 永 菜 月
書 記	山 口 徹

傍聴人 2人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として2番大木委員、3番藤井委員を指名した。

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。本日も大変お忙しい中、また大雪も予想される足もとの大変悪い中、お集まりいただきありがとうございます。今日は私立高校の入試の日で、中学3年生も受験に向かっています。夢がかなうこと、無事に帰ってくることを願っています。まだ新型コロナウイルス感染症が収束せず学校も大変な状況ですが、しっかりと対応していきたいと思います。

## 〔議事〕

**教育長** 議案第3号「令和4年度市立小中学校校長の異動について」及び議案第4号「令和4年度市立小中学校副校長の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事に関する案件のため、秘密会で御審議いただきたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を有しますので、皆様方にお諮りをいたします。いかがでしょうか。

**全委員** 異議なし。

**教育長** 全員賛成をもって、秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退出をお願いいたします。なお、事務局は退出される方の誘導をお願いいたします。

－秘密会－（午前9時35分～午前9時45分）

**教育長** それでは、以上をもちまして秘密会を閉会します。事務局は、退室された方を議場に入れてください。よろしく願いいたします。

## 3 議案第5号 国分寺市における通学区域弾力的運用の審査基準及び標準処理期間の改正について<教育長提出>

（議案の内容と説明）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第14号）の施行（令和3年4月1日施行）に伴い、国分寺市における通学区域弾力的運用の審査基準及び標準処理期間を改正する必要がある。

**学務課長** 1ページから3ページが改正した新たな基準内容です。

次の資料1を御覧ください。こちらは現行の審査基準と新たな改正後の審査基準の新旧対照表です。

次に資料2を御覧ください。こちらは基準の改正に至った経過や主な改正内容等についてまとめた資料となっています。

資料1、新旧対照表を御覧ください。1ページ、改正後（案）、1の審査基準のただし書き以降、現行、1の審査基準の2について「指定校変更に係る学校の施設面等の運営上問題がないと判断されること。」は、大前提の内容のため、項番から外し、改正後（案）の上段に前提内容として盛り込みました。よって、項番の数が4つから3つに減り、現行、2

行目、次の1から4を改正し、右側は1から3としています。左側の現行4、(1)の5行目からの内容は、事務手続上の注意事項等の内容のため、削除しています。

2ページをお願いします。現行の(5)は、「市の」公共事業としていましたが、東京都あるいは隣接市での事業も想定されるため、「市の」という文言を削除しています。改正後(案)の(7)は現行の(8)の内容を移行しています。「その他」や「教育長が認めた場合」という文章は、各項目の最後に記載することが通例となっているので、その前に移させていただきます。

3ページをお願いします。附則になります。将来的に学校施設設備における隣接校とのバランスを考え、指定校変更することが可能であった区域について、今後は終了とし、廃止する区分を記載しています。改正後の審査基準本編には、この区域をなくして、特例として認める内容としています。周知期間等を考慮し、令和4年度までは対象とすることにしています。改正内容は、経過によって不要となった部分の削除、あるいは内容は変わっていませんが、表現や文言を修正しています。

続いて、資料2をお願いします。こちらは改正の経過や主な内容の詳細について書いています。

項番1、改正の経過です。昨年4月の法改正に伴い、小学校の学級人数を令和7年度まで、順次35人に引下げることとなりました。例年10月に今後5年間の児童・生徒数の推計を学務課で作成し、その推計を基に教育総務課にて普通教室不足について検証を行っています。審査基準、指定校変更できる区域においても、教室不足の対応を検討しています。結果、第六小学校が指定されている区域で、第九小学校に指定校変更できる、弾力的運用の許可学校として設定している区域を終了することで、今後の児童数増が見込まれる第九小学校の対応をすることが可能であると判断し、改正を行うこととなりました。周知期間を考慮して、特例として令和4年度までは指定校変更できることにしています。

表の下に学級数の検証結果を記載しています。令和4年度から5年間の令和8年度までの推計です。この区分を終了させた場合の児童数をもとに学級数を算出した数値を記載しています。その増減を一番右側に記載しています。周知期間の令和4年度には影響がなく、増減0になっています。第六小学校と第九小学校の学級数増減の数値が、令和7年度と令和8年度で誤差が生じています。各学年で増減人数により学級数がイコールにならない状況です。例えば、現行の第九小学校で、1年生が112人おり、35人学級とすると、4クラスになります。そこから弾力的運用で第六小学校から第九小学校に変更している児童が22人いた場合、90人となるので3クラスになり、マイナス1となります。第六小学校の1年生の児童数が現行81人であれば、22人増えたとしても103人で、3クラスは変わらない状況で誤差が出ます。

項番4、今後の対応は、対象の学校において説明会を行う予定です。また、市報等でも周知を図っていきたいと思います。御説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**大木委員** 以前にもお話をお伺いしたように、35人学級への対応によって、教室不足や、国分寺市内の全ての学校におけるバランス面から、しかるべき対応だと思えます。

今後の対応で、「各学校の保護者等への説明会や」とありますが、これはどのような内容でしょうか。

**学務課長** 第六小学校と第九小学校の、現在、両校に通われている児童の保護者の方への

御説明、今度両校に入学してくる予定の該当区域の方々にも可能であればお集まりいただき、御説明しようと思います。

今後入学する児童がいた場合、その児童の兄弟・姉妹が現在の審査基準により、第九小学校に通っているとします。そのような場合、今後入学される児童は、兄弟・姉妹と同じく第九小学校に入学できることになっています。そのようなことについて御安心いただくためにも御説明をさせていただこうと思います。

**大木委員** 現在、通学している児童はそのまま継続でとなるとと思います。特に心配したのが、既にその学校に兄弟・姉妹が通われている御家庭であれば、このような形での説明会で十分かと思います。しかし、必ずしもすべての人が市報や教育広報紙を細かく御覧になっているとは限らないので、例えば近隣の幼稚園や保育園にも何らかの形で御案内を差し上げると親切ではないかと思い、お伺いしました。

**学務課長** 学務課でも打ち合わせ等をしており、市報やホームページ、教育広報紙への掲載なども考えています。また、ポスターを作成し、保育園や幼稚園に掲示させていただくことなども考えています。幅広く周知をさせていただき、この内容について御理解いただけるよう対応してまいりたいと思います。

**大木委員** 仮に、現在第六小学校の区域に住んでいるが、第九小学校に行きたいと考えている保護者がいた際、積極的に御自身でそのような情報を集める方ばかりではないと思います。行政側からこのような変更に関する情報について、丁寧に御説明することが必要だと思しますので、幼稚園や保育園などにも、何らかの形で丁寧に説明をして御理解いただく必要があると思います。

**学務課長** 丁寧な対応を図っていきたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

#### 4 議案第6号 第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の策定について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）について、教育委員会で決定する必要がある。

**学校教育担当課長** 当該計画の策定に当たり、昨年11月25日開催の第11回国分寺市教育委員会において、第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）（案）のパブリック・コメントについて、御報告をしました。当該計画（案）のパブリック・コメントを令和3年12月15日から令和4年1月14日の期間に実施するとともに、その期間中の12月18日及び23日には、市民説明会も実施をしました。計画（案）の38ページの後から、パブリック・コメントの意見反映状況についての資料も添付していますので、併せて御覧ください。

本資料は、寄せられたパブリック・コメントの内容とそれに対する国分寺市の考え方、そして当該計画（案）への反映の有無等について、考えをまとめたものです。今回パブリック・コメントとして、16人の市民の方と1つの市民団体から、合計64件の御意見、御要望が寄せられています。

御意見の多くは、既に計画に記載されているものや、今後の運用上の具体的な課題等が

ありました。計画への反映は、「済」や「無」としてはありますが、運用上の課題は計画策定後に参考とさせていただく予定です。

ここでは、当該計画（案）の記載への反映を考えている3点について、パブリック・コメントの回答の資料と計画（案）の両方を使用して御説明します。

なお、計画（案）には御意見によって修正した部分分かるように、下線部を引いていますが、策定時には下線は削除することになりますので御了承ください。

パブリック・コメント意見4ページの37番を御覧ください。本計画の24ページにあります支援員等の職務の内容の記述が、9ページに書かれている支援内容と異なるが、同じ職務ならば文言も統一すべきという意見をいただきました。御意見のとおり職務内容は同一になりますので、誤解のないように9ページの内容を24ページの下線部分のように修正しました。

次に、パブリック・コメント意見5ページの52番を御覧ください。就学相談に関するシステムの見直しに関して、30ページの「※申込期限とは、保護者が最初に教育相談室へ電話申込みをする日の期限を示している」とあるが、特別支援教室の申込みは教育相談室ではなく、学校になるのではないかとの意見について、こちらも御意見のとおり特別支援教室の申込みは学校となるのが計画（案）の中にも書かれていますので、30ページの計画（案）の中ほどで、下線が引いてある、「ただし、小・中学校在籍時の特別支援教室の入退室は、保護者が最初に在籍学級担任等へ申込みの相談をする日の期限とする」を、追記しました。

最後に、パブリック・コメント意見の6ページの61番を御覧ください。計画の37ページ、上部の枠内は「イ. スクールソーシャルワーカーの活用の充実」とあるが、中段の見出しでは「イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進」となっているため、文言を統一すべきという御意見をいただきました。こちらも御意見のとおり文言の修正が必要ということで、以前から使用していた「イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進」に統一しました。37ページ上部、下線部を修正しています。また、この御意見を受け、全体的に文言の再度、見直しを図りました。この結果4点の訂正をしています。

2ページの5の(1)の下線部分、それから計画(案)3ページの8の(3)③の下線部分の3点について訂正をしています。こちらは後半に出てくる記述に合わせてそろえるための訂正です。また計画(案)の28ページを御覧ください。「オ. 教育相談・特別支援教育コーディネイト推進委員会の充実」の3段落目の2行目の下線部分について、以前までは「巡回指導では」という言葉になっていた部分を、正しくは「巡回相談では」となるため、訂正をしています。

以上がパブリック・コメントの御意見を踏まえ反映したものです。第4次国分寺市特別支援教育基本計画(義務教育時)(案)として御提案いたします。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### (意見・質疑の要旨)

辻委員 パブリック・コメントを受けての文言の訂正などは、どれも適切だと思うので、そのとおり進めていただければよいと思いました。

パブリック・コメントですが、合計64件、大変多くの意見が寄せられていると感じたのですが、非常に市民の方の関心の高さがあらわれていると思います。内容は策定後の運用に関するものが多く、運用について非常に注目が集まっていると言えますので、今後これ

を策定した後、どのように運用されていくかを検証する機会も必要になってくると思いますが、どのような予定でしょうか。

**学校教育担当課長** 大変多数の御意見をいただき、まさにこれからその内容など、具体的な部分の検討を、学校や関係機関と一緒に進めていく必要があると考えています。

検証方法は、この計画案でもお答えをしている部分があるのですが、本来この計画の項目は第2次国分寺市教育ビジョンの項目と一致させて計画を立てています。よって、教育ビジョンは毎年点検評価を行っています。その際は学校からの御意見、それから学校によっては学校評価と保護者の御意見もいただいていますので、そのようなものを生かしながら検証を行っていきたいと考えています。

また、この中で大きな変化として特別支援教室の入退室について、大きく変更となる部分があります。こちら特別支援教室は、別途運営マニュアルを作成して、今後学校と一緒にその内容を進めていくこととなります。そこにはまた保護者の方等から御意見をたくさんいただけると考えていますので、マニュアルの見直しも含めて、また別途考えていきたいと思います。

**辻委員** そのマニュアルは、保護者も目にするものですか。

**学校教育担当課長** 運営マニュアルのため、基本的に学校の教職員が見ることになります。学校の教職員がその内容を熟知した上で、保護者の方にその内容を伝えていくことになるので、保護者から学校に御意見をいただきました際には、それが教育委員会にも反映やフィードバックしていくと考えています。

**辻委員** 学校と保護者との連携がより密になることが求められると思うのですが、担当の教職員の負担が過度にならない配慮は必要ですが、保護者との連携はぬかりなくやっていただき、やり方を工夫していただく必要があると思います。よい計画をつくっても、それが絵に描いたもちにならないように、ぜひとも運用の面で細心の注意を払っていただければと思います。

**学校教育担当課長** 特別支援教室の入退室に関して大きな変更は、これまで教育相談室に申込みがあり、そこから進めていました。今後は学校が申込みを受け、そこから進めることで、学校の果たす役割が大きくなります。よって、校内委員会の在り方なども見直しを図っていく必要があると思います。計画の中にもあるとおり、特別支援教育のコーディネーターの役割が重要になってきます。教育相談と、コーディネーターを含め教育委員会も、委員会を立ててその回数も増やしながら、効果的な運用について考えていきます。

**藤井委員** 非常にありがたいパブリック・コメントをたくさんいただきました。このパブリック・コメントの収集の仕方について、今後の参考までにどのように収集したのか、また、このパブリック・コメントを集めることの情報の周知は、どのような形で行ったのか教えてください。

**学校教育担当課長** 市報やホームページで意見募集を行い、市内12か所にパブリック・コメントを置かせていただき、公表してまいりました。意見の提出方法は、窓口を国分寺市教育委員会学校指導課にして、郵送、持参、またはファクス、メール等でも御意見を寄せられるようにしました。

**大木委員** 私も辻委員と同じように、多くの市民が非常に高い関心を持ち、かつ丁寧に御覧いただいて、パブリック・コメントを頂戴したと思い、感謝申し上げます。

お寄せいただいた意見の中の半数以上が、既に記載されている、あるいは計画に反映済のため「済」というマークがついていると思いますが、そのような御意見を頂戴したとい

うことは、加筆・修正されていると受け止められていない面もあると思います。よって、国分寺市の教育ビジョンの個別計画の位置づけ、既に教育ビジョンで書いていることもありますが、特別支援教育基本計画には書かれていないと受け止められたことによる御意見もあると思います。

今後運用の上で御報告いただく際には、例えば運営において参考にさせていただきます、そのようなことがたくさん書いてあるので、その運用で参考にしたことが分かるように、市民の皆様にご理解いただけるような表現を工夫していただければと思います。

**学校教育担当課長** たくさんの方からいただいた御意見を、今後の運用にしっかりと生かせるように努めてまいりたいと思います。

**富山教育長職務代理者** 学校の中のコーディネーターの役割が、システムをつくった以上、一人ひとりの子どもに届くとすると、学校の中のコーディネーターの役割は非常に大きな意味を持っていると思います。年度当初の相談の会議があり、また夏季にも研修がありますが、この2回の研修会を通じて、現在、小学校でも1年ごとに学級担任が変わり、異動もあるため、個別指導計画等が確実に引き継がれ、担保される必要があると思います。担任一人ひとりも頑張るのですが、コーディネーターが校内全体をカバーすることもよいと思います。コーディネーターは教育相談室との関係もあるため、引き継ぎ等を通じて、学校や校内をコーディネートする機能を充実させていくことが、実施計画を子どもたち一人ひとりに、個別適正に指導を行うことを保障すると思います。2回の研修会を有効に使っていただきたいという感想を持っています。

**学校教育担当課長** 引き継ぎの重要性は、事前の報告書をつくっていただいた委員会の中でも出ましたし、パブリック・コメントの中でも多く寄せられていたと思います。

大きな役割を果たす特別支援教育コーディネーター、1人に負荷がかかっているように、どうしたらよいのかは考えていかなければいけないかと思います。現在もコーディネーターを複数配置している学校等があるので、効果的な取組を情報共有しながら、進めていく必要があると考えます。併せて御意見をいただきましたが、研修の内容についても、そこを支えられるよう、検討をしていきたいと考えています。

**教育長** この計画が策定されるまで、昨年5月から国分寺市教育委員会で、国分寺市特別支援教育推進委員会を立ち上げて、10か月にわたって進めてきました。特に特別支援教育推進委員会では東京家政大学の半澤先生に委員長としておまとめをいただき、市民の方、保護者の方、また先生方にも様々な御意見をいただき、検討結果に基づいて、まとめさせていただきました。さらには、多くのパブリック・コメントもいただいていますので、それをしっかりと4年間の計画として実現できるように進めていくこと、運用の中でいただいた御意見を、可能な限り反映できるようにしたいと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

## 〔報告〕

1 国分寺市立第一小学校・第六小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会の報告について

(事務局からの説明)

**学務課長** 報告1、国分寺市立第一小学校・第六小学校給食調理業務委託による調理業務

検証委員会の報告について、このたび、給食調理業務検証委員会から報告書が提出されましたので、御報告させていただきます。

2ページを御覧ください。こちらの検証委員会は新たに直営から委託に調理業務を変更した際に、これまでの直営と同じように給食調理業務が行われているかを確認するためのものになっています。検証委員会の目的は、令和3年度より開始しました第一小学校、第六小学校の給食調理業務委託が委託仕様書等に基づき、適正に履行されているかを確認、検証するものです。

検証委員会の委員は、学校ごとに学校関係者3人、教育委員会事務局3人、保護者4人の合計10人で検証を行っています。検証結果は、5ページ、6ページを御覧ください。評価票は、これまで各学校で行ってまいりました評価票と同様のものです。評価は、評価票を使い、これまでと同様の形でさせていただいています。1項目ずつ委員全員で状況の確認を行いながら、評価を行っています。

評価は各項目で、3. 適正である、2. 改善が必要である、1. 抜本的見直しが必要である、のいずれかをつける形になっています。20項目ありますが、17項目が適正であると評価をいただいています。残りの3項目は、評価なしという状況です。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で項番16、食育に関して積極的に協力しているかという点について、食育活動が実施できませんでしたので、評価なしとしていました。従前のようなことは難しい状況でしたが、感染防止対策をとり、その中でもできる食育指導について御協力をいただき、そちらをもとに評価をさせていただきました。

20項目の確認をさせていただいた上で、総合評価について、A、適正に行われているという評価をいただいています。御報告は以上となります。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** この委託事業も平成25年度からスタートし、小学校10校中9校が実施しています。今回も高い評価をいただきました。

**富山教育長職務代理者** 子どもたちのアンケートを見ると、普通以上と回答した児童の割合は、第一小学校では89.8%、第六小学校では94.2%となっています。食は非常に個別的で、多様性に富んだ部分だと思います。その中でこのような高い割合になっているのは、ある意味では、全てとは言いませんが、高い評価の1つなのかと思いました。

食の場合、当たり前ですが事故があってははいけません。第一小学校の8番を見ると、食材料の検収・取扱いは適正に行われているかが、栄養士にすぐ情報が入ってくるようになっていきます。よい評価、よい状況は遅れてもよいと思います。でも、困ること、問題点はいち早く入ってくるという組織の健全化には、どこでも大変大事なことだと思うので、このような記載があると非常に安心できると感じました。

15番、食物アレルギー対応が適正に行われているかです。私は、誤食は絶対起きないように安全管理を徹底している様子が、文章から見てとれると思いました。そのような意味でも食の安全・安心が、非常に担保されていることを感じました。

**辻委員** 昨年の秋に第一小学校の給食を学校訪問でいただき、大変おいしいと思ったため児童のおいしいという感想にはうなずけるものがありました。この点検評価を見ても、いろいろ努力されていることも分かり、安心しました。

委託事業とは直接関係ないのですが、児童のアンケートを見ると、なぜ嫌いですかという理由の中に、4年生で1件、絶対食べなくてはいけないという圧がかかるからというの

があり、このような回答が複数あるわけではなく、あくまでもその児童が御自身の心で感じていることで、実際どのような指導がなされているのか分かりません。しかし、せっかく委託業者の方が努力してつくってくださっている給食を、楽しく食べていただけないのは悲しいことだと思うので、このような給食が嫌いな理由が雰囲気づくり、給食の指導で生じることがないように、ぜひ現場の先生方に工夫していただけたらと思いました。

特に小学校の先生方は、御自身がゆっくり食べる間もないほど、給食指導の時間に心を配って大変な業務だと思います。個々の先生方に頑張ってくださいというのは、非常に心苦しいのですが、むしろ食に関わる委託業者の方から、子どもたちにこんな声かけをすると食べるのが楽しくなる、大人に対する食育ではない、食の指導に対するアドバイス、ノウハウをお持ちならばいただいて、先生方も子どもたちも楽しい雰囲気です給食の時間を過ごせるようにしていただけたらよいと思いました。

**学校教育担当課長** 児童のアンケートの内容について、本人からお話を聞いたわけではないので、詳しくは分かりませんが、子どもたちへ学校の教員が指導する際に、できるだけいろいろな食物をきちんと食べましょうという指導はあると思います。よって、それが本人にとって圧と感じてしまう部分はあると思いますが、食は楽しく、おいしく食べるものという部分は、食育を進めていく上で大事だと思います。このようなアンケート結果を学校側も見ながら、指導に生かしていくことも大切になると思います。

**辻委員** 食は非常に個別的なもので、個人の価値観なども反映されると思うので、一律の価値観を強要するわけにはいかないと思います。給食は食物に感謝して、つくってくださった方への感謝の気持ちを持ちながら楽しく過ごす時間であってほしいと思うので、その点をぜひとも今後も引き続き注意や、気を配っていただけたらと思いました。

**教育長** コロナ禍で黙食を徹底しているため、なかなか楽しくとはいかないと思いますが、徐々に、交流をしながら、楽しい給食になるように工夫をして、指導をしていきたいと思っています。

## 〔その他〕

(説明)

**社会教育課長** お手元にお配りしました新幹線の写真が載っている台紙を御覧ください。

こちらの台紙の左端にスタンプを押すところがあり、ひかりプラザの横、新幹線資料館に御来館いただいたときに自由に押していただくものになります。今月24日は、ひかりプラザにある新幹線が電車列車として当時の世界最高速度の時速286キロメートルを記録した日から50年となります。これを記念して新幹線資料館来館記念スタンプを作成しました。そして、今月24日から3月31日まで、ひかりプラザ1階窓口にて50周年の期間限定台紙に、来館記念スタンプを押すことができるようにしました。

なお、4月1日以降は、来館記念スタンプを新幹線資料館内に設置して、引き続きスタンプを押せるようにしたいと思います。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 記念すべき50周年のため、多くの方に御来館をいただいて、お楽しみいただけたらと思います。

## 〔閉会〕

午前10時30分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

2 番

大木 桃代

3 番

藤井 健志

調製職員

廣瀬 喜朗